

## 高速観光船「ななしま2」指定管理者募集要領

### 1 対象施設の概要

ななしま2の詳細については次のとおりである。

その他については、別紙「船舶検査手帳の写し」及び「船舶検査証書の写し」を参考にすること。

- (1) 名称 高速観光船「ななしま2」
- (2) 用途 交通船
- (3) 航行区域等 沿海
- (4) その他
  - ① 規模
    - ア 総トン数 19トン
    - イ 長さ(全長) 22.40m
    - ウ 幅 4.40m
    - エ 深さ 1.60m
    - オ 吃水 0.90m
    - カ 速度 最大航海速力32.0ノット 航海速力26.0ノット
  - ② エンジン
    - ア 主機関 4サイクルディーゼル機関 ヤンマー6AYS-GT (最大1002ps×2基)
    - イ 主発電機 ヤンマーYNGN25B
    - ウ 主要装備品 レーダー、GPS、VHF送受信機、パワートリム、衛星電話、船内監視カメラ、空調設備、ゴムボート(搭載艇)、フラッシュライト
  - ③ 旅客定員  
12名(最大30名)
  - ④ 竣工日  
平成10年10月2日
  - ⑤ 運営に関する事項
    - ア 航路 不定期航路(屋久島～十島村～奄美大島)
    - イ 母港 十島村内の漁港及び港湾

### 2 管理業務の範囲

- (1) ななしまの利用の許可に関する業務
- (2) ななしまの利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- (3) ななしまの維持管理に関する業務
- (4) ななしまの運航に関する業務
- (5) 前各号に挙げるもののほか、当該施設の管理及び運営に関する事務のうち、村が必要と認める業務

### 3 申請受付期間及び提出先

#### (1) 受付期間

令和6年2月9日から令和6年2月22日まで。ただし、土、日及び休日は除

#### (2) 提出先

〒892-0822 鹿児島市泉町14番15号 十島村役場地域振興課

### 4 利用料金に関する事項

(1) 利用料金は、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の範囲で指定管理者が定めることができるものとする。但し、あらかじめ村長の承認を得なければならない。

(2) 利用料金は指定管理者の収入とする。ただし、そのうちの1/2は十島村の収入とする。

### 5 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※十島村高速観光船「ななしま2」は、令和7年3月末に売船予定のため指定管理期間は1年間とする。

### 6 申請できるものの資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。個人での応募は不可。

(1) 法律行為を行う能力を有する者

(2) 破産者でない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。

(4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に該当しない者。

(5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(6) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な能力を有すること。

(7) 運航に従事する者が、小型船舶免許1級及び海技免状（機関）を有すること。

(8) 運航に従事する者が、村内のななしまの係留港（母港）のある島に住所登録できること。

### 7 選定の基準

#### (1) 審査

指定管理者の選定にあたっては、村指定管理者審査委員会にて審査する。

#### (2) 審査基準

① 施設の効用を最大限に発揮するとともに、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

② 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、

または確保できる見込みがあること。

- ③ 施設の管理に係る経費について、村が管理する場合に要するものと同様以下で管理することができること。
- ④ 十島村の特性を十分に認識し、施設の管理運営上、村長等が特に必要と認めるものであること。

## 8 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定管理者事業計画書（様式第2号）＜収支計算書及び要員配置計画書含む＞
- (3) 団体概要、定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- (4) 法人あたっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の全事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する全事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- (7) 納税証明書
- (8) その他村長が必要と認める書類

## 9 申請に係る経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

## 10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、不相当と認められるもの。

## 11 質問等の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年2月9日（金）から令和6年2月15日（木）まで  
（ただし、土・日・祝祭日は除く午前8時30分から午後5時まで）
- (2) 受付方法 電話、文書（任意様式、ファックス含む）
- (3) 受付先 〒892-0822 鹿児島市泉町14番15号  
十島村役場地域振興課産業振興室

TEL 099 (222) 2101

FAX 099 (223) 6720

## 12 指定管理者選定後の手続等

### (1) 指定の議決

直近の村議会における地方自治法第244条の2第6項の議決があったとき、選定者を指定管理者に指定する。

### (2) 協定書の締結

指定を受けた団体は、次の事項を定めて、十島村と施設の管理に関する協定を締結する。

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理基準に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥ 村が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ 管理業務に個人情報保護に関する事項
- ⑨ その他村長等が必要と認める事項

## 13 指定の取り消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にできないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は協定を解除することとする。

## 14 その他

- (1) 申請者から提出された書類は返却しない。
- (2) 申請者から提出された書類は必要に応じて複写する。
- (3) 申請者から提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (4) 本要項に定める事項以外については、別記1の仕様書に記載するものとする。

十島村高速観光船「ななしま 2」指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例（平成 22 年条例第 21 号。以下「条例」という。）及び条例施行規則に定めるものの外、指定管理者が行なう十島村高速観光船「ななしま 2」（以下「ななしま」という。）の業務の詳細について定めることを目的とする。

2 管理の基準

(1) 運休日

- ① 船舶の定期検査等によって運航を中止するとき。
- ② 村長の許可を得たとき。

(2) 運航時間

日の出から日没までとする。ただし、乙が高速船の運航上支障が無いと認めたときは、運航時間を変更することができる。

(3) 利用の制限

条例第 6 条に規定する場合には、ななしまの利用を許可してはならない。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いについては、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 13 号）第 13 条の規定を遵守すること。

(5) 指定管理者が行なう管理基準（予定）

- ① 条例、同施設規則及び関係法令（海上運送法、船員法、船舶安全法等）に基づき適切な管理を行うこと。
- ② 村民の福祉の向上に寄与すること。
- ③ 村の行政の利用による運航を優先させること。
- ④ ななしま利用者の平等を確保する。
- ⑤ ななしま利用者に対しては、親切丁寧を旨とし、対応に十分注意する。
- ⑥ ななしま利用者の安全確保を第一とする。
- ⑦ 適宜巡回し、利用状況の適否等につき監視するとともに、不審者や徘徊者等の発見及び排除に努めること。
- ⑧ 施設及び設備等について定期的に点検し、修理や取替え等について適切な措置を講じる。
- ⑨ 適切な広報を行なうなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- ⑩ ななしま利用者のサービス向上に努める。
- ⑪ 個人情報の保護を徹底する。
- ⑫ 情報公開を積極的に推進する。
- ⑬ 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、十島村と協議する。
- ⑭ 災害緊急時の体制を確保する。

(6) その他

その他管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定める。

3 法令等の遵守

ななしまの管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない

ない。

- (1) 地方自治法及び同施行令
- (2) 条例及び同施行規則
- (3) 十島村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び同施行規則
- (4) 海上運送法、船員法、船舶安全法等
- (5) 十島村個人情報保護条例及び同施行規則
- (6) 十島村情報公開条例及び同施行規則
- (7) その他管理運営を適用される法令で、指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い費用が発生する場合は、十島村と協議する。

#### 4 業務の内容

- (1) 施設の利用に関すること。  
条例及び同施行規則に基づき、利用許可等を行なうこと。
  - ① 利用の許可（条例第5条）  
ア ななしまを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。
    - ① 指定管理者は、ななしまの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。
  - ② 利用の不許可（条例6条）  
指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ななしまの利用を許可してはならない。
    - ア その利用がななしまを損傷し、若しくは損傷するおそれがある行為又はその機能を妨げる行為をするとき。
    - イ 爆発物その他危険物の持込み及び保管をするとき。
    - ウ 利用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。
    - エ 利用者がこの条例の規定又は、指定管理者の指示した事項に違反したとき。
    - オ 前4条に掲げるもののほか、ななしまの管理運営上特に必要と認めたとき。
    - カ 悪天候により運航が困難なとき。
  - ③ 利用許可の取消し等（条例第6条）  
指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取消すことができる。
    - ア 利用の許可条件に違反したとき。
    - イ 利用料金を納付しないとき。
    - ウ この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。  
別記2の経費等分担表による。
- (3) 事業運営に関すること
  - ① ななしまの管理運営を行なう事業計画書により実施すること。
  - ② 利用者の利用実態を十分把握し、事業の計画及び実施に反映させること。
- (4) 管理運営のための体制の整備に関すること。
- (5) 従業員の雇用等に関すること。
  - ① 管理責任者を1名配置すること。また、管理運営に係る全従業員（臨時員含む。）の勤務形態等については、法令に基づくとともに管理運営に支障のないように配置すること。

- ② 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
- ③ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制に必要な業務を実施すること。
- (6) 利用料金に関すること。
  - ① ななしまの利用料金については、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例第7条に定める範囲内とし、その料金は前納にて徴収する。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ② 利用料金を徴収する場合に、利用料金の減免、利用料金の返還その他利用料金の徴収に関する業務を行うこと。
  - ③ 利用料金の1/2は、指定管理者の収入とする。ただし、そのうち1/2は十島村の収入とする。
- (7) 利用者の安全の確保に関すること。
  - ① 利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアル（安全管理規定等）を作成し、従業員を指導し、万々に備えて従業員を訓練すること。
  - ② 緊急対策、防犯・防災対策等を確保するための各種マニュアルを作成するとともに、従業員を指導し、万々に備えて訓練をすること。
  - ③ 事故等が発生した場合、十島村と協力して速やかに必要な措置を講ずるとともに事故の原因調査にあたること。
- (7) 個人情報保護に関すること。

個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底し、万一これが漏洩等した場合の対策を講じること。
- (8) 情報公開に関すること。

管理業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めるとともに、閲覧等の請求があったときは、速やかに、これに応じること。
- (9) 業務報告に関すること。

毎年度終了後、60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。

  - ① 管理業務の実施状況
  - ② 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
  - ③ 利用料金の収入状況
  - ④ 管理経費の収支状況
  - ⑤ その他管理実態を把握するために必要な事項
- (10) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること。

ななしまにおいて、飲食物及び物品等の販売をする場合には、事前に十島村の許可を得ること。

## 5 指定管理料

- (1) 利用料金の1/2については、指定管理者の収入として保障する。

(令和4年度実績)

総売上 2,668,550 円

→  $2,668,550 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{1,334,275 \text{ 円}}$  (指定管理者収入)
- (2) 指定管理料は概算払いとし、決算報告により精算行為を行なうものとする。
- (3) 指定管理料として予定されるものは次の表のとおり。

表の指定管理料については、指定管理料として、2回（均等）に分けて支払うものとする。

支払予定日 1回目：5月末、2回目：9月末

(指定管理料予定表)

指定管理料の算定基礎 総額 5,600,000 円	
<b>1 人件費 (本人負担分保険料を含む) 3,884,500 円</b>	
(1)	船長報酬 265,000 円/月×12 月=3,180,000 円
(2)	手当 704,500 円
①	航海手当 1,000 円/回×90 回=90,000 円
②	食糧費 (日帰り分) 1,300 円/日×65 日分=84,500 円
③	食糧費 (宿泊分) 6,000 円/日×85 日分=510,000 円
④	ドック手当 1,000 円/日×20 日分=20,000 円
<b>2 労務費 410,000 円</b>	
(1)	臨時船員賃金 7,000 円/日×30 日=210,000 円
(2)	会計報酬等 200,000 円
<b>3 通信運搬費 253,000 円</b>	
(1)	船舶電話 21,000 円/月×12 月=252,000 円
(2)	電波利用料 1,000 円
<b>4 消耗品 150,000 円</b>	
(1)	甲板・機関保守部品、塵袋、トイレトペーパー 他 150,000 円
<b>5 保険料 (船員保険、厚生年金の 1/2 は船長負担) 826,000 円</b>	
(1)	船員保険 35,000 円/月×12 月×1/2=210,000 円
(2)	厚生年金 51,000 円/月×12 月×1/2=306,000 円
(3)	労働災害保険 250,000 円
(4)	船客傷害賠償責任保険 60,000 円
<b>6 雑費 76,500 円</b>	
(1)	健康診断 20,000 円
(2)	送金料 6,200 円
(3)	切手 300 円
(4)	修繕料 50,000 円

6 立入検査

十島村は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行なう。

7 備品の所有権

(1) 協定書締結時に指定管理者に貸付ける備品等については、十島村の所有とし、そ



の使用及び保管は十分注意するものとする。

- (2) 協定書締結後に指定管理者が、自ら購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度、十島村に報告するものとする。
- (3) 十島村と指定管理者が、共同して購入した備品等については、十島村と指定管理者との間で協議する。

#### 8 業務の引継ぎ等


- (1) 指定管理者は、業務の終了（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取消された場合を含む。）に際し、十島村又は十島村が指定するものに対し、引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 協定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行うものとする。

#### 9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は十島村と協議し決定するものとする。

# 船舶検査証書

第2— 79号

船種及び船名 汽船 ななしま 2	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第273-12729号	船籍港又は定係港 鹿児島県鹿児島市
総トン数又は船舶の長さ 19 トン (18.73メートル)	用途 交通船	船舶所有者 鹿児島県鹿児島郡十島村
航行区域又は従業制限 (国際航海に従事する船舶にあつてはその旨)	沿海区域 ただし、A2水域(湖川を含む。)に限る。	
最大 乗 人員	旅客	裏面記載
	船員	_____
	その他の乗船者	_____
	計	_____
制限汽圧	_____	
その他の航行上の条件	_____	
有効期間	令和11年 1月28日 まで	
船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。 令和 6年 1月29日 (鹿児島)		
日本小型船舶検査機構 		

最大とう載人員

(イ) ただし、鹿児島県中之島港、同県やすら浜港及び同県中間港の各港から2.5海里以内の水域並びに船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

旅客	客員	30人
船員		2人
その他の乗船者		0人
計		32人

(ロ) (イ) を超える水域を航行する場合。

旅客	客員	12人
船員		2人
その他の乗船者		0人
計		14人

※(イ)については、フェリーとしま2復旧までとし、復旧後は全水域「旅客定員12人、船員2人 計14人へ変更する予定。

船名

登録済み

船	船種	艇合全	検査済票の番号	第273-12729号		
主	要	長さ (R)	18.73 m	船の長さ (L)	18.73 m	
		幅 (R)	4.40 m	船の幅 (B)	4.40 m	
		深さ (DR)	1.60 m	総の深さ (D)	1.60 m	
		全長	20m以上	総トン数	1.9 t	
製造者名	神原海洋開発 (株)					
製造者型式	製造者名		製造者番号			
予備検査番号	船内機		製造者名	ヤンマー (株)		
		製造者型式	6AYS-GT	製造者番号	1463 (P)	
予備検査番号	製造者型式		60-101044	主 機		
連続最大出力	連続最大出力		670.00 kW	91.0 馬	連続最大回転数	1938 rpm
機関の種類	機関の種類		船内機 製造者名 ヤンマー (株)			
製造者型式	製造者型式		6AYS-GT	製造者番号	1463 (S)	
予備検査番号	製造者型式		60-101044	主 機		
連続最大出力	連続最大出力		670.00 kW	91.0 馬	連続最大回転数	1938 rpm
機関の種類	製造者名					
製造者型式	製造者型式					
予備検査番号	製造者番号		製造者番号			
連続最大出力	連続最大出力		KW	馬	連続最大回転数	rpm
プロペラ	材料		SP1	径		75.0 mm
中 軸	材料		径			mm
法第4条の機関登録票						
N-STAR衛星船舶電話						

船舶検査済票の番号 第273-12729号


船舶検査手帳

令和6年1月29日 交付



日本小型船舶検査機構

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
令和9年12月23日から 令和10年3月23日まで	第6回 定期検査	繰り上げ検査執行した。 航行区域変更 最大搭載人員変更	令和6年1月29日 鹿児島支部 
令和6年10月28日から 令和7年4月28日まで	第一種 中間検査	主機及び補機解放を指定する。	

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成10年9月22日 新造 進水年月 平成10年8月 移行船舶
- ◆ 検査基準日 1月28日
- ◆ 本船の復原性資料を承認した。(検機業第93号 平成22年)
- ◆ 主機及び補機関、各船底弁の解放整備、タンク内検、プロペラ軸及び舵軸の抜き出しを実施し、異常無きことを確認した。運転時間は次のとおり。
- ◆ 主機等の解放整備について、積算を開始した。補機関：6221時間  
左舷主機：7368.3時間 右舷主機：7401.2時間 補機関：6221時間  
令和4年3月 鹿児島支部
- ◆ 各船底弁の解放整備実施 令和6年1月 鹿児島支部

様式第1号(第4条関係)

令和 年 月 日

十島村長 様

(申請者)

所在地 .....

団体名 .....

代表者氏名 .....

電話番号 .....

### 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

十島村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条又は第5条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 施設の名称  
高速観光船「ななしま2」
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 管理に係る要員配置計画書
  - (3) 管理に係る収支計画書
  - (4) 経営状況を説明する書類
  - (5) その他村長が必要と認める書類

## 収支計算書

(令和6年4月1日より令和7年3月31日まで)

(単位：円)

収入の部			
勘定科目	予算額	内 訳	備考
収入合計			

支出の部			
勘定科目	予算額	内 訳	備考
支出合計			

※ 収入合計額と支出合計額は一致すること。

## 要員配置計画書

業務内容等	職名	氏名	連絡先
<b>【必須業務担当者】</b> 必ず担当となる者を記載すること。(船長兼任可)			
	船長		
<p>船長雇用にあたっては、船員法第三十二条の規定に基づき、指定管理者と船長との間で書面にて雇入契約を締結し、九州運輸支局鹿児島運輸支局に書面にて届け出を行い、船員手帳及び海員名簿において雇入の手続を行うものとする。</p>			
海上運送法第十条の三の規定に基づき選任する	安全統括管理者		
海上運送法第十条の三の規定に基づき選任する	運航管理者		
<p>安全統括管理者及び運航管理者の選任にあたっては、九州運輸支局鹿児島運輸支局に書面にて届け出を行うものとする。</p>			
船員労働安全衛生規則第二条の規定に基づき選任する	安全担当者		
船員労働安全衛生規則第七条の規定に基づき選任する	衛生担当者		
<p>安全担当者及び衛生担当者の選任にあたっては、九州運輸支局鹿児島運輸支局に書面にて届け出を行い、船員手帳、海員名簿、安全担当者記録簿、衛生担当者記録簿において選任日等の手続を行うものとする。</p>			
<b>【その他の業務担当者】</b> 上記以外で必要となる業務担当者(会計処理等)を記載すること。			

施設清掃については、利用者が適切に行なうものとし、必要に応じて指定管理者が行なう。